

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施するの
で、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)
第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月20日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

福井県プッシュ型情報発信システム構築・運用保守業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

(3) 業務内容

「福井県プッシュ型情報発信システム構築・運用保守業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行場所

福井県未来創造部DX推進課 等

2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、一の個人もしくは法人または共同企業体であ
って、それぞれ福井県プッシュ型情報発信システム構築・運用保守業務委託の調達に関する選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「参加資格」という。）に関し、次に掲げる事項について本県の認定を受けた者とする。

(1) 個人または法人

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でない
こと。

イ 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規程により知事が
競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争
入札参加資格の申請を提出済みであれば、参加資格を有するものとして取り扱う。
ただし、選定委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、
本件への参加はできないものとする。

ウ 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

エ 参加資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による
再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による
更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 福井県に事業所を有する者にあっては、全ての県税ならびに消費税および地方消費

税について未納がない者であること。

カ 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること。

（ア）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

（ウ）役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

（エ）役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

（オ）役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（2）共同企業体

ア （イ）のアからカに掲げる要件の全てを満たす法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

（ア）共同企業体の目的

（イ）共同企業体の名称

（ウ）構成員の名称および所在地

（エ）代表構成員の名称および権限

（オ）構成員の出資割合

（カ）各構成員の責任

（キ）利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合

（ク）取引金融機関の名称

（ケ）業務期間中における構成員の脱退に関する措置

（コ）業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置

（サ）共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。

イ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

ウ 全ての構成員が、本件提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。また単独で本件提案に参加していないこと。

エ 3（イ）に定めるところにより参加資格書類一式を提出し、共同企業体として本件

提案に係る参加資格を有することについて本県知事から確認を受けていること。

3 提出書類および提出方法等

(1) 参加資格認定の申請

企画提案を行おうとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならぬ。

ア 提出期限

令和8年3月6日（金）16時 必着

イ 提出方法

電子メールによる提出とすること。データ容量が10MBを超える場合は、提出方法について、福井県未来創造部DX推進課に確認を行うこと。なお、送信後、電話にて確認を行うこと。

ウ 提出先

福井県未来創造部DX推進課

TEL 0776-20-0267

E-mail dx-suishin@pref.fukui.lg.jp

エ 提出書類

企画提案参加申込書（様式1）他、必要書類

オ 提出書類等の様式

実施要領および各種様式等関係書類については、福井県ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加資格審査の結果通知

上記（1）により、参加資格書類一式を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を令和8年3月12日（木）までに書面により通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさないと判断した理由を書面に記載する。

(3) 提案書一式の提出

参加資格の認定を受けた者は、次のとおり提案書一式を提出すること。なお、提出後の提出書類の追加および変更は認めない。

また、参加資格認定後に、提案書一式の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提案書一式の提出期限までに提出すること。

ア 提出期限

令和8年4月1日（水）12時 必着

イ 提出方法

3（1）イに同じ。

ウ 提出書類

- 提案書一式
- エ 提出書類等の様式
- 3 (1) オに同じ。

4 質問の受付および回答

質問は、必ず「質問票」(様式7)により、令和8年3月13日(金)12時(必着)までに電子メールにより提出すること(提出先: dx-suishin@pref.fukui.lg.jp)。

質問の回答は電子メールにより、参加資格認定者全員に回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

5 契約委託先候補者の選定および選定結果の通知

(1) 企画提案書の審査

提出された企画提案書は、選定委員会において総合的に審査した上で、委託先候補者を選定する。選定委員会の実施日は、4月中旬(13日~15日のうち1日)を予定しており、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、日程・場所等の詳細については別途通知する。

(2) 審査方法

選定委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、提案書一式の内容(企画内容、実施体制、経費など)について、公正な審査を行う。選定委員会の審査において、最も評価の高かった企画提案者を委託先候補者として選定する。

評価は、審査基準表(別紙6)に基づいて行う。なお、審査の評価基準や配点等に関する質問は、一切受け付けない。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案者全員に対し、書面により通知する。

6 その他

- (1) 公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。
- (2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。ただし、県から追加資料や説明を求められた場合には、その都度、指定する方法により速やかに対応を行うこと。
- (3) 企画提案に関する経費は全額企画提案者負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある

- (6) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国内および日本国外の国の法令に基づき保護される第三者の見地の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は企画提案者が負うものとする。
- (8) 提案書類の作成のために県から入手した資料は、提案書作成以外の目的で使用してはならない。
- (9) 本件に係る福井県情報公開条例（平成12年3月21日福井県条例第4号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、開示の対象とする。ただし、選考期間中においては、同条例第7条第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (10) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。

7 Summary

(1) Subject matter

Proposals for Fukui Prefecture push-type information transmission system construction, operation and maintenance outsourcing project

(2) Time-limit for the submission of proposals

12:00p.m. on April 1, 2026

(3) Contact point for the notice

DX Promotion Division, Department of Future Creation, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui Prefecture, 910-8580, Japan. (TEL 0776-20-0267)